

空き家・空き店舗等活用コミュニティ推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市における空き家、空き店舗等を有効活用して市民活動拠点施設を新たに開設する団体に対して空き家・空き店舗等活用コミュニティ推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民が自らの価値観、信念、関心等に基づき、市民生活及びコミュニティの活力の向上を目的として自主的に行う多様な公益的活動をいう。ただし、営利を目的とするものを除く。
- (2) 空き家、空き店舗等 市内に存する建物のうち、その全部又は一部が現に利用されていない住宅、店舗、蔵、倉庫等（一部が利用されていないものにあつては、これらにおける当該利用されていない部分とし、当該部分につき専用出入口があるものに限る。）をいう。
- (3) 市民活動拠点施設 市民活動の拠点として会議、交流等の場に供する建物をいう。
- (4) 市内業者 市内に本店若しくは本社又は支店若しくは営業所を有している業者をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体（以下「対象団体」という。）とする。

- (1) 10人以上の者で構成された市民活動を行なう団体であつて、当該団体の運営に関する規約等を有するものであること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。
- (3) 当該団体及びその代表者又は管理人が市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 当該補助対象事業により開設される市民活動拠点施設を利用して行う市民活動は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 事業計画が明確であり、かつ、活動の実施が見込まれるものであること。

(2) 特定の政治的又は宗教的色彩を有しないものであること。

(3) 青少年の健全育成を阻害するおそれがなく、公序良俗に反しないものであること。

3 補助対象事業により新たに開設される市民活動拠点施設は、別表に定める最低開設期間以上継続して開設されるものでなければならない。

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の交付は、予算の範囲内において行うものとする。

（補助金の交付申請に係る添付書類）

第6条 対象団体（当該団体が法人でない場合にあつては、当該団体の代表者）は、補助金の交付を申請するときは、交付規則第3条第1項の申請書に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 当該団体の規約及び構成員の名簿

(2) 空き家、空き店舗等の借受け又は譲受けの事実を証明する書類（賃貸借契約書の写し等）

(3) 第3条第3号に掲げる事由を証明する書類（納税証明書の写し等）（市税の納付状況を市長が確認することについて同意する場合には、その添付を要しない。）

（事業実績報告書等の提出）

第7条 補助金の交付を受けた対象団体は、別表に定める最低開設期間を経過するまでは、毎年4月末までに、当該団体の前年度の事業実績報告書及び収支決算書並びに当年度の事業実施計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。

（最低開設期間経過前に転用等があつた場合の補助金の返還）

第 8 条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象事業により開設された市民活動拠点施設が、その開設の日から起算して別表に定める最低開設期間を経過しない間に他の目的に転用され、その利用を休止され、又は廃止された場合において、補助金の交付の決定を取り消したときは、その未経過月数に応じて補助金の返還を求めるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、事業実績報告書等の提出及び補助金の返還については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条、第5条、第7条、第8条関係）

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	最低開設期間
1	<p>対象団体が空き家・空き店舗等を貸り受け、又は譲り受け、かつ、改修して、市民活動拠点施設を新たに開設する事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 開設する市民活動拠点施設の延床面積が30平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 貸与期間（空き家・空き店舗等を譲り受けた場合においては、事業実施期間。以下同じ。）が10年以上であること。</p> <p>(3) 市内業者に発注するものであること。</p>	<p>(1) 改修に要する本工事費</p> <p>(2) 改修に要する付帯工事費（建物と一体不可分のもの及び備付けの備品に係るものに限る。）</p> <p>(3) 設計監理委託費（工事費と一体となったもので、改修と同一年度におけるものに限る。）</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内（100万円を限度とし、千円未満の端数は切捨てる。）</p>	10年
2	<p>対象団体が空き家・空き店舗等を貸り受け、又は譲り受けて市民活動拠点施設を新たに開設する事業（前項に該当するものを除く。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 開設する市民活動拠点施設の延床面積が</p>	<p>(1) 開設のため必要な修繕費</p> <p>(2) 開設のため必要な設備工事又は修繕に要する材料、消耗品、備品（建物と一体となっているものに限る。）等の購入費</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内（20万円を限度とし、千円未満の端数は切捨てる。）</p>	3年

	<p>15平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 貸与期間が3年以上であること。</p> <p>(3) 市内業者に発注するものであること。</p>			
--	---	--	--	--